

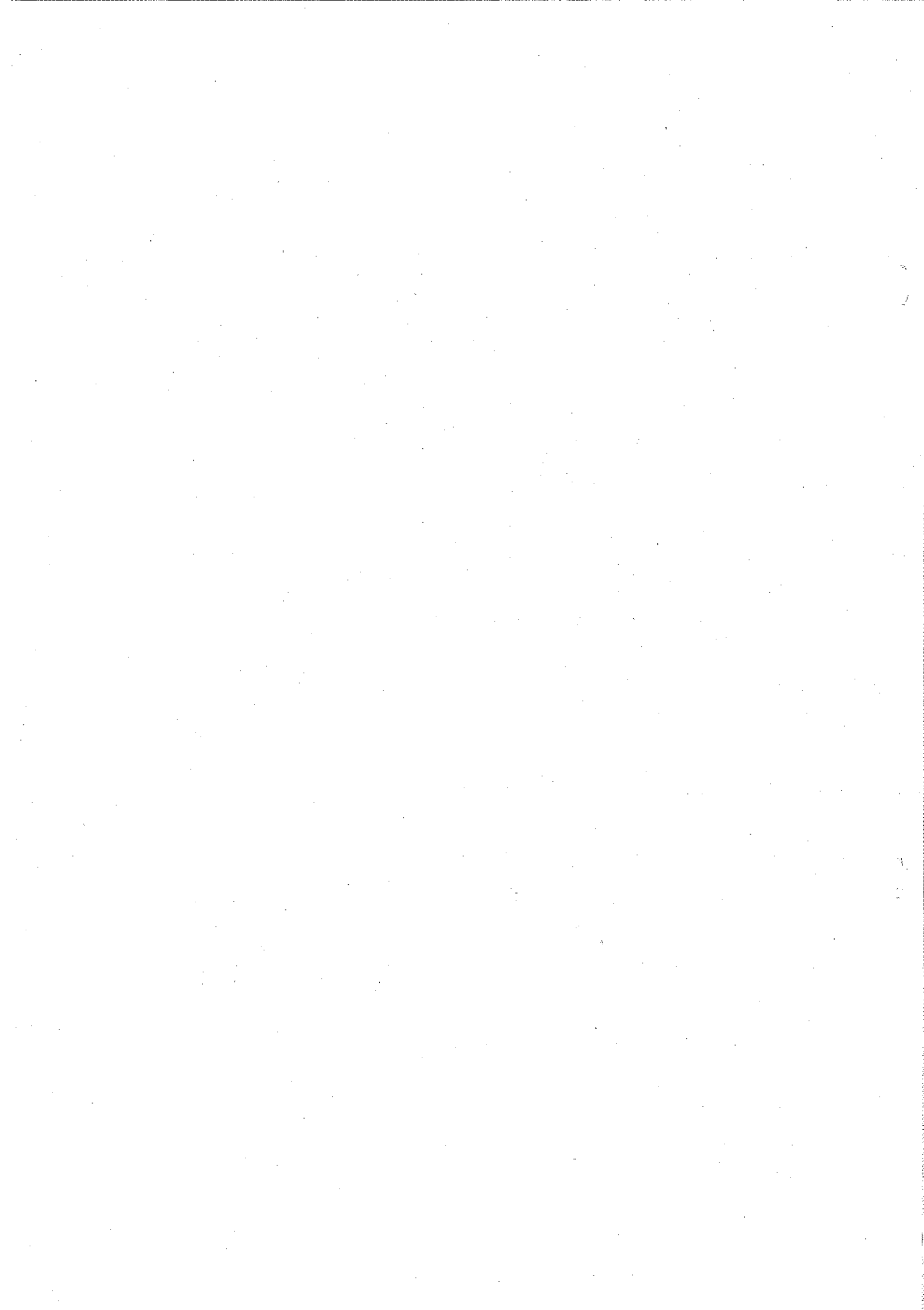
議案第16号

日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山 享弘



日野町職員等の旅費に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ・JR根雨駅の特別急行列車の利用を促進する。
- ・内国旅行の日当額を払わないことを更に1年間適用させるもの。

2 改正内容

- ・現行、特別急行列車で100 km以上、普通急行列車で50 km以上のものに旅費を支給しているが、改正により距離にかかわらず旅費を支給する。
米子出張等に根雨駅停車の特急列車の利用を促進し、利用客の増を図る。
- ・日当の額に関する規定を更に1年間適用させない。(附則第15項)

3 附則

平成28年4月1日から施行

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 日野町職員等の旅費に関する条例（昭和46年日野町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(鉄道賃) 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。 (1) ～(5) 略</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>附 則 1～14 略</p> <p>15 この条例の内国旅行にかかるとの額については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、適用しない。</p>	<p>(鉄道賃) 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。 (1) ～(5) 略</p> <p>2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の1に該当する場合には限り、支給する。 (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合には限り、支給する。</p> <p>附 則 1～14 略</p>

附 則
 この条例は、平成28年4月1日から施行する。